

リサイクル燃料備蓄センターに関する 安全協定締結について



令和6年8月
むつ市

前回特別委員会開催以降のこれまでの主な経緯

5月28日～
6月4日

✓ 市議会特別委員会の開催

7月3日～
7日

✓ 住民説明会の開催

7月19日

✓ 安全協定締結に向けて必要な対応についての県知事宛文書発出

7月24日

✓ 市の意向について山本市長から宮下知事に伝達

8月9日

✓ 安全協定書及び覚書調印式

市民の皆様からご意見をいただく取組の実施

- ✓ 市議会特別委員会について、5月から6月にかけて2回実施。**17人の委員から質疑をいただき対応。**
- ✓ 住民説明会について、市内4か所で下表の日程で実施。オンラインも含め**305人の方に参加いただき、事業に関する理解を深めていただいた。**

むつ市における住民説明会の実施状況

	日時	場所	参加者数
県民説明会（むつ市開催）	7月3日（水） 13：30～16：33	プラザホテルむつ	203人（うちオンライン93人）
市民説明会①	7月6日（土） 10：00～11：26	脇野沢地域交流センター	38人
市民説明会②	7月6日（土） 15：00～16：22	川内体育館	27人
市民説明会③	7月7日（日） 10：00～12：01	大畑体育館	37人



市議会特別委員会



市民説明会（脇野沢会場）



市民説明会（川内会場）

市議会議員及び市民の皆様からいただいたご意見

- ✓ 市議会特別委員会及び合計4回の住民説明会において、**いくつか対応を検討すべきご意見**をいただいた。
- ✓ その内容を精査し、安全協定締結に向けて必要と思われる対応について整理。

ご意見の内容	市議会特別委員会でいただいた数	むつ市開催の住民説明会でいただいた数
①核燃料サイクルを基本とする国の方針が変更になった場合や搬出時に再処理施設が稼働していない場合でも搬出されることの確約が必要	3	17
②親会社2社も当事者として責任を持つべき	2	1
③貯蔵期間経過後、確実に搬出されるのか	5	7
④搬出先の明確化が必要	1	4

【必要と思われる対応】

- ✓ 上記①～④のご意見を踏まえて、**覚書の締結並びに、事業者及びエネルギー政策を所管する経済産業省のトップの認識を改めて確認する等の対応が必要**ではないか。

必要な対応についての県知事宛文書発出と宮下知事の対応

むつ市として必要と考えた対応（7/19県知事宛文書発出）

1. 不測の事態に備えて、親会社も含めて事業者で責任を持って搬出をはじめとする適切な対応をとること等、**中間貯蔵施設が永久貯蔵場所とならないための覚書の締結や国の認識を確認**すること。
2. 国において、立地地域が国策へ協力することの意義や国が行うべき地域住民の安全確保のための役割について、**国民全体に対する適切な周知・広報に努めること**を求めていくこと。

見解の確認（7/23面談）

<ポイント>

- ✓ 東京電力HD及び日本原子力発電は、**使用済燃料輸送に関する適切な措置及びRFSの安全協定項目遵守に係る指導、助言**に責任を持って取り組む
- ✓ 事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、**施設外への搬出を含めた必要かつ適切な措置**を講ずる
- ✓ 以上について**文書を取り交わす**

事業者幹部

RFS
東京電力HD
日本原子力発電



宮下知事

見解の確認（7/23面談）

<ポイント>

- ✓ **原子力・核燃料サイクル政策推進という基本方針を堅持**し、国も全面に立ち**国民理解の醸成**に取り組む
- ✓ 中間貯蔵施設における輸送・貯蔵の状況を**毎年度公表・報告**するよう、事業者を指導する
- ✓ 次期エネルギー基本計画において、**中間貯蔵施設の意義や重要性を明確に位置づけ、搬出先についても具体化**を図る。

経済産業大臣

宮下知事への意向伝達並びに安全協定書及び覚書調印式

宮下知事への意向伝達（7/24面談）

<②宮下知事発言>
✓安全協定締結の準備が整ったという発言については**重く受け止めさせていただく**
その後、7/29に安全協定及び覚書を締結することが妥当と判断



<①山本市長発言>
✓市議会特別委員会、住民説明会の開催を通じていただいた市民の皆様からのご意見の内容に加え、知事と事業者幹部及び経済産業大臣の面談の内容を踏まえると、**安全協定締結に進むことができる環境が整ったものと受け止めており、県とともに締結に進みたい**と考えている

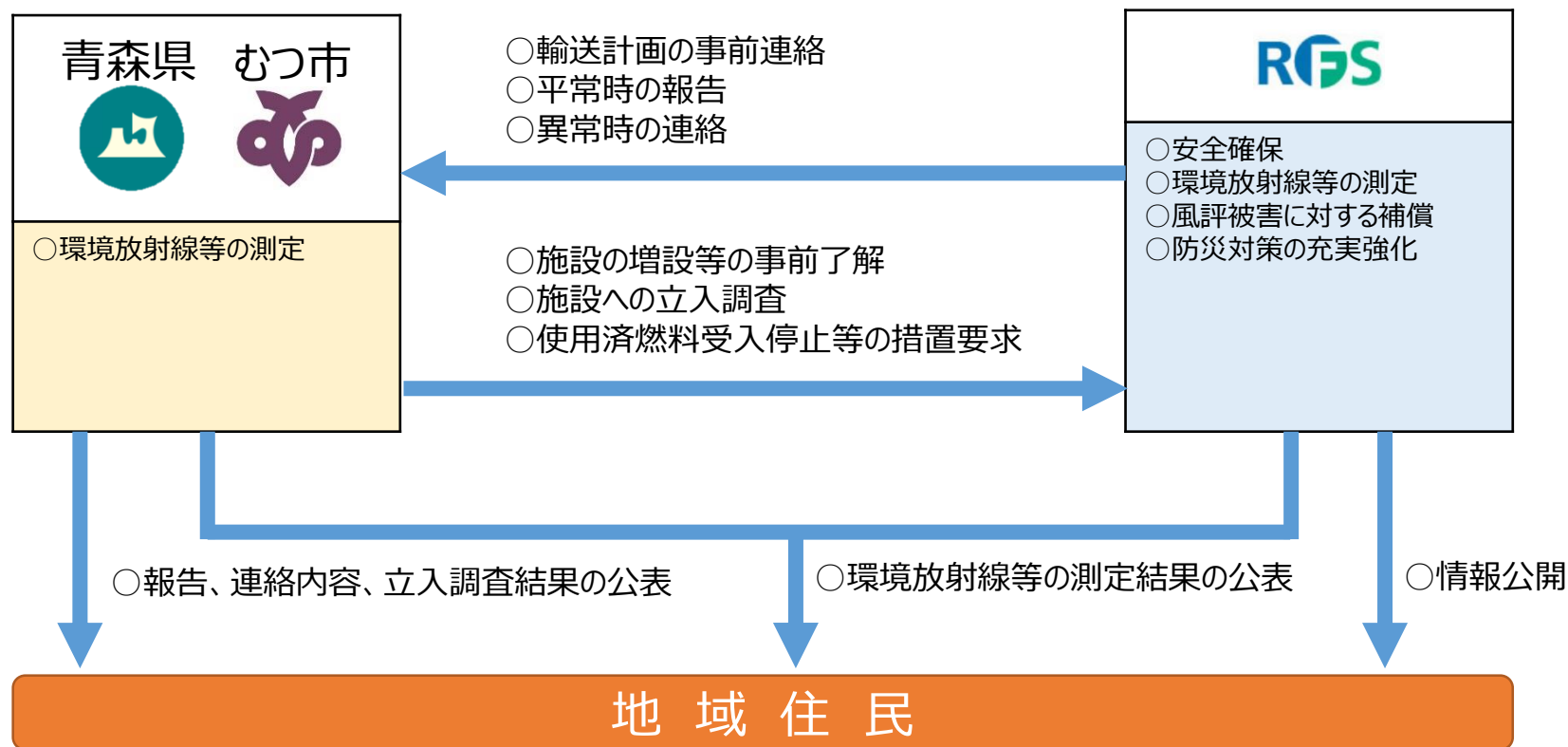
安全協定書及び覚書調印式（8/9）



安全協定書の概要

- ✓ 市、青森県及びRFSの間において、施設周辺地域の**住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、相互の権利義務等について規定**するもの。
- ✓ 前回特別委員会において説明した内容から変更なし。

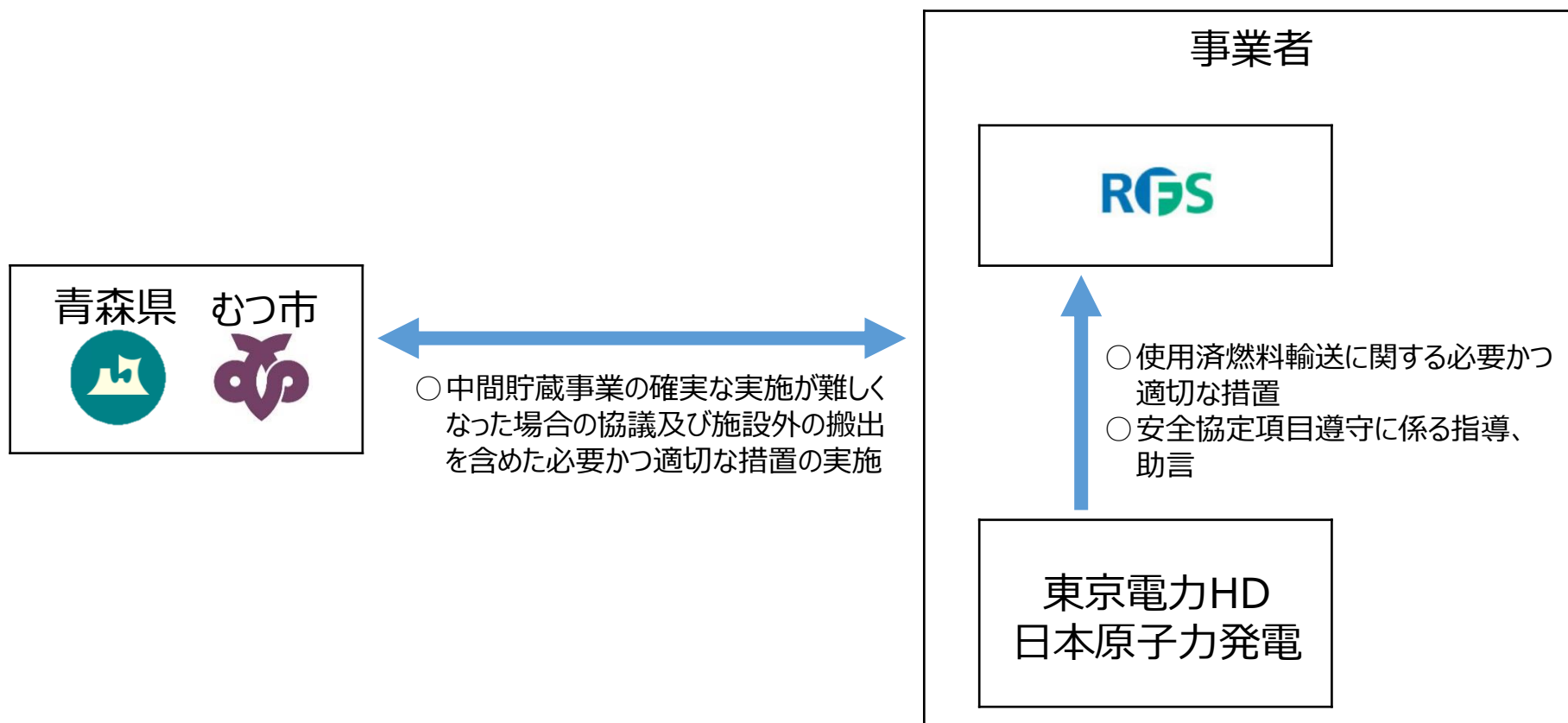
<安全協定のしくみ>



覚書の概要

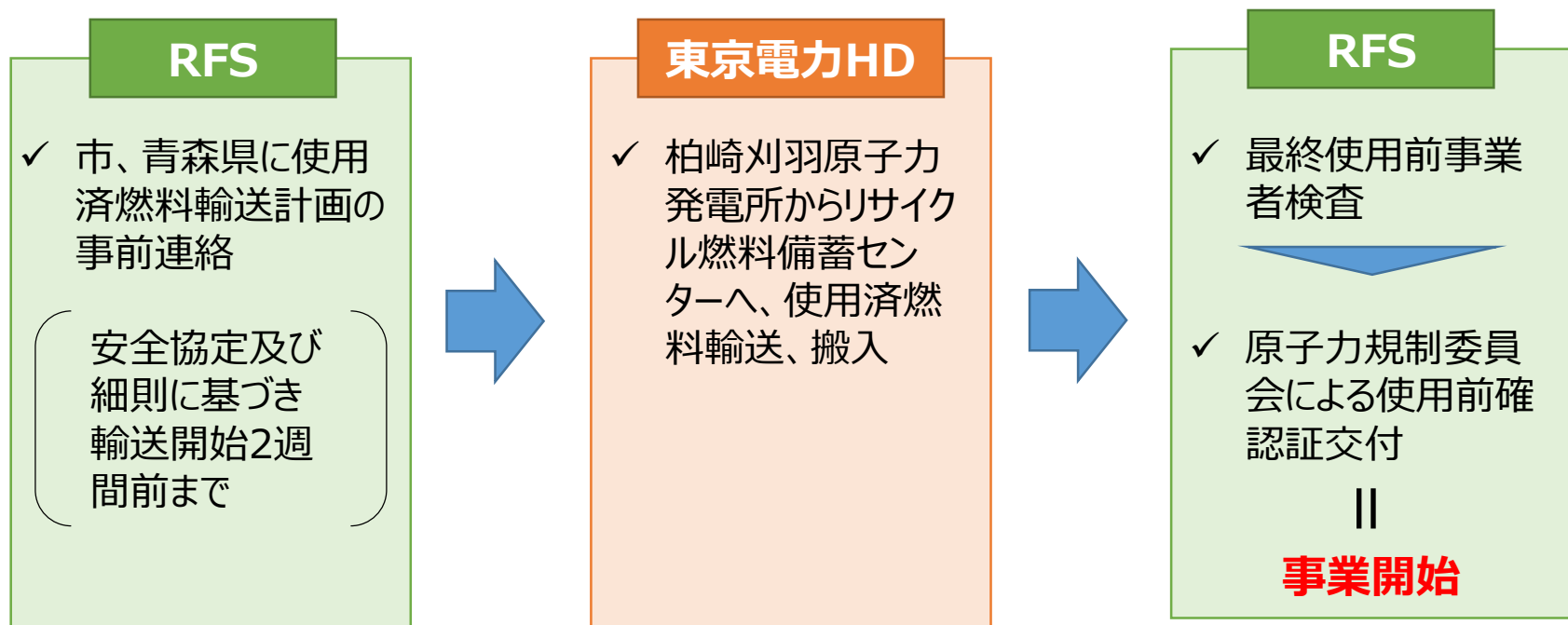
- ✓ 市議会特別委員会や住民説明会の開催を通じていただいた市民の皆様からのご意見を踏まえ、市、青森県、RFS、東京電力HD及び日本原子力発電の間において、安全協定を補完する性質のものとして、**使用済燃料輸送事業者としての役割も含めた親会社の責任や、不測の事態に備えて事業者で責任を持って搬出をはじめとする適切な対応をとることを規定**するもの

＜覚書のしくみ＞



事業開始に向けた今後の流れ

- ✓ 安全協定及び覚書に基づき、住民の安全に留意しながら、**使用済燃料の輸送、搬入や最終使用前事業者検査に取り組む**こととなる。
- ✓ RFSの事業開始時期の目途は9月とされているが、そのことにこだわらず、**安全確保を最優先に進める**ことを求めている。



※輸送計画の内容をはじめ、詳細のスケジュールは核物質防護上、非公表